

No. 31

平成23年7月発行

静岡県老人福祉施設協議会

〒420-0856静岡市葵区駿府町1-70

静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-653-2311 FAX 054-653-2312

E-mail : sizurosi@vesta.ocn.ne.jp

http://www.shizu-roshikyo.jp/

しずろし協

巻頭言

「震災復興で
見え隠れすること」静岡県老人福祉施設協議会
副会長 木下朝子

悲しみのあまり全てが灰色に霞んでいます。何万人の方が大切な肉親を喪い、家や家財を失い胸の潰れる痛みの中にいらつしやる。その多くの方が餓えと寒さに震え、更に放射能に怯えています。

国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、大震災後押し寄せた大津波が東北地方沿岸を中心に甚大な被害をもたらし、福島第一原発の収束の目的が立ちません。死者一万五千三百六十五人、行方不明者八千二百六十六人、避難民九万八千五百五人（六月五日現在）

に上り、未だ十万人近い方々が非常に不便な避難生活を強いられています。復興への道のりは遠く険しい状況です。

そうした中、何故、今、菅総理大臣は辞任しなければならぬのでしょうか？震災以後日本国民が一丸となって復興に取り組まなければならないこの大変な時期に、放射能対策に一分一秒も無駄に出来ないこの時期に、総理大臣に協力するどころかと野党挙って、足をひっぱり、よってたかつて総理を辞任に追い込んで行く。国会でそれをあたかも民意のごとく言い募り、総理大臣に面と向かって無能呼ばわりし辞任を迫るその様は、とても正気の沙汰とも思えない異常な事態だと思います。

本当の民意は政権争いとは別の処に在るのではないのでしょうか。そもそも、日本の原子力事業は電力会社と当時の与党自民党とで推し進めてきた国策であり、絶対不可侵の感は否めない所謂聖域でそれは政権が民主党に代わっても変わらず、多くの政治家ロビイストがその莫大な利権に群がり国民生活の安全を蔑ろにして来ました。原発の安全性に警鐘を鳴らす意見には、政府もマスコミもあまり耳を貸さず、事故が起こる度に専門家と称する政府・電力会社お抱えの学者たちが「すぐには人体に影響が在るレベルではない」等と言

って速やかな収束を図ってききました。与党であれ野党であれ原子力事業の安全性について本気で取り組む議員は殆ど皆無と行ってよく、みな莫大な富と権力をもつ電力会社と国に押し切られてきました。そこで今回の震災によって初めて菅政権が不可侵だった原子力事業に踏み込み、中部電力浜岡原子力発電所を全て止めさせた事は賛否両論ですが、戦後の総理大臣が行った業績では喝采に値する大快挙ではなかったかと私は思います。

更に、政府は放射能汚染の賠償を極力、東京電力の資産を売却させることによって、場合によっては東電を分割させてでも保障に充てさせることで、税金投入を出来得る限り回避させようと努めています。その事が原子力産業利権に群がるロビイスト達の利益を侵害し抵触するところに、与党であれ野党であれそれら利権の擁護者たちが菅政権・菅総理大臣をオミットしなければならぬ本当の理由に思われてなりません……余談になりました。

最後に、被災地の皆様の早期復興と、この国難に打ち勝ち明るい兆しが一日も早く見えて来ることを心よりお祈り申し上げております。

ケアハウス

「玉沢昭寿園」施設長

特集一

「介護保険制度の改正と介護報酬改定の動き」

平成二十四年度に予定されている介護保険法の改正及び介護報酬改定については、高齢者福祉を担うものにとつて大きな影響を及ぼすものとなります。川島企画経営委員長及び奥津研修委員長から法改正の概要と課題等について報告して頂きます。

「介護保険制度改正について」

企画経営委員長

川島優幸（みくらの里）



はじめに、このたび東日本大震災の被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。被災地においては、一日も早い復興を心より願っております。

さて、政府は三月十一日に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」（以下「介護保険法改正案」という）を閣議決定しました。しかし、即日国会に提出されるはずだった介護保険法改正案の審議入りは、震災対策の各法案が優先課題となったため、流

動的になるかもしれません。

介護保険の本旨は、社会の人口動態推計や被保険者の負担増、給付の抑制、報酬の見直しの動向などから、在宅重視が同定されていたと見るのが合理的であると考えられますが、介護保険法改正案の主な視点から見ていこうと思います。

まず、介護保険法改正案の大きな特徴として受ける印象は、「地域包括ケア研究会報告書」の意見を数多く取り入れたということです。二〇一二年四月改正は地域包括ケアシステム始動の年と位置づけることができるかもしれません。

また、介護保険の財政規模は二〇〇〇年の施行当初に比べ倍増しており、二〇一五年からは団塊の世代（六十五歳に到達）の利用が徐々に始まるため、介護保険制度の維持・継続が大きな課題となります。

ここで「地域包括ケア」の意味について説明を加えておきます。地域包括ケアシステムとは『概ね

三十分以内の生活圏域（中学校区が目安で、平均的には人口一万人のうち四百人の要介護高齢者が存在）において、利用者に医療（急性期は除く）・介護・生活支援を一体的に連続して適切に提供できる地域づくり」を指します。

同時にそこは、子供と高齢者の交流が図られ、高齢者自身による積極的な地域参加や社会貢献が行われる地域です。

なお、地域包括ケアシステムは、団塊の世代が七十五歳に到達する二〇二五年までの形成が目標にされていますが、二〇一二年は介護保険施行からの中間点に当たり、医療・介護の同時改正及び市町村による第五期介護保険事業計画の策定が行われます。

今回の介護保険法改正案のポイントは以下の通りです。

在宅に関しては、①地域包括支援センターの機能強化及び地域包括ケアシステムの形成を重視、②二十四時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を新たに示す。③居室サービスの保険者の機能強化（公募及び指定、総量規制）など。

施設に関しては、①有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅などの類型を廃止し、新たに「サービス付き高齢者住宅制度」を創設（高齢者住ま

い法改正案）、②介護療養型医療施設廃止の延期（六年間）、③有料老人ホーム入居者保護の観点から、入居費用と権利金に規制を設ける。④医療ニーズの高まりから、介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員に経管栄養や喀痰吸引を可能とする（社会福祉士及び介護福祉士法の改正案）、⑤社会医療法人による特別養護老人ホームの設置可能化など。

以上のように地域包括ケアの実現が強調されていく制度内容では、以前、社会保障国民会議が想定したような「住み慣れた地域で暮らし続ける」、「自らの希望と選択でより良いサービスを受ける」、「二十四時間にわたる多様な在宅サービスの展開と地域密着の小規模な施設の展開」が主流となり、特養の位置づけは後方支援と補完的な役割へと変質していくことになると考えられます。

特別養護老人ホームに与える影響は、各法人・施設の規模等にも異なりますが今回は極めて限定的と考ええます。

私達、老人福祉施設関係者は、地域のアセスメントを実施し未来（二〇二五年）に向けて質量ともにその地域の中で有用性のある社会資源として、独自性のある明確なビジョンを打ち出していかななくてはならない役割があると考えます。

「介護保険法の改定と 地域包括ケアの推進」

研修委員長

奥津匡俊（天間荘）



東日本大震災と原発事故の復旧・復興、エネルギー政策等、未曾有の大変換を余儀なくされる事態が、怒涛の如く押し寄せ、また、少子高齢による経済縮小、社会保障と国民負担を問う深刻な課題と相まって、待った無しの政治的な局面となつてきています。

五月三十一日には、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律案」が衆院で可決され参院に送られました。

来年の介護報酬と診療報酬の同時改定となる重要改定であり、「地域包括ケアシステム」の構築を目指すものとされています。

介護保険発足以来の制度課題や、社会保障と国民負担の不均衡な財政構造を背景に、継続可能な社会システムを目指した、社会保障国民会議

の流れの中で、解決の方途として示された「地域包括ケアシステム」は、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保し、医療・介護・予防・生活支援・住居の五つが有機一体化したサービスとして、日常生活圏域（三十分で駆けつけられる圏域）で包括的に、ニーズに応じた適切な組み合わせにより、継続的に（入院・退院・在宅復帰を通して切れ目無く）サービス提供できる地域体制の確立を目指すものとされています。

改定法では、地域包括ケアシステムの実現に向けて、

①「医療と介護の連携強化」として、日常生活圏域毎のニーズ調査を踏まえた介護保険（予防）事業計画の策定、単身・重度要介護者等の対応に二十四時間対応の訪問看護や訪問介護の一体的な展開と複合型サービスの導入・保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合的実施・介護療養病床廃止期限の延期猶予が示されました。

②「介護人材確保とサービス向上」では、介護福祉士等による療の吸引等の実施可能化・介護福祉士資格取得の見直し延期・介護事業所の労働法規遵守の徹底と事業所指定取消し要件に労基法違反を追加・手数料による介護サービス情報公表制度の見直しが行われました。

③「高齢者住まいの整備」では、有料老人ホームの前払金返還等の利用者保護規程の追加。

④「認知症対策の推進」では、市民後見人の養成・登録・裁判所への推薦等、市町村の権利擁護の推進と、次期介護保険事業計画策定で認知症対策を盛り込むこと。

⑤「保険者主体の取組みの推進」では、住まいに関する計画策定と地域密着型サービスの公募・選考による指定。

⑥「保険料上昇緩和」では、都道府県の財政安定化基金を取り崩し介護保険料の軽減に活用できるようにする等が盛り込まれました。

今回の改訂案は、医療連携を基本としつつ、地域包括ケアを軸に、地域での次期事業計画の中に、保険者の独自の支援サービスが盛り込まれ、今後は、地域包括ケアシステムの中で、特養等の介護施設や介護サービスが、医療や訪問看護と連携しつつ、地域圏域で実質的にどのような役割を担うかが問われようとしています。

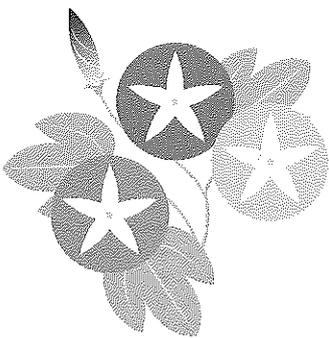
また、当初の改定案にあった、社会医療法人の特養開設許可は、今回の改正からは削除されましたが、医療や福祉の公共性の根拠や概念・税制優遇・事業範囲等の法体制の見直しの論議は、我が国の社会保障・経

済政策の抜本的な制度設計の問題であり、社会福祉施設の経営や運営にも、大きく影響を与えるものです。

介護職処遇改善交付金の介護報酬への折込みが目されましたが、「幅広い対象で実施に努める」との付帯決議になりました。公務員給与の引下げの中、収益堅調な事業では厳しい割り振りが予想されます。

歴史的にその時々、社会的役割を果たして来た社会福祉法人ですが、将来に向かって、公共性と社会的使命を再構築し、地域社会に示して行かなければならないでしょう。

研修委員会としては、時事刻々と変化する社会情勢を踏まえつつ、介護現場を支える、情報の共有や処遇向上に資する研修を、会員各位のご協力を仰ぎつつ、推進していきたいと考えております。



第3回 静岡県高齢者福祉研究大会 開催案内

変わる 変えよう 私のケア ～踏み出そう! 一歩上の介護力～

- 主催 静岡県老人福祉施設協議会
- 後援 静岡県、静岡県社会福祉協議会
静岡県介護福祉士会、静岡県介護支援専門員協会
静岡県社会福祉士会
静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会
- 期日 平成23年7月25日(月) 午前10時～午後4時20分
- 会場 グランシップ9階、10階、11階「風」(12階)
- 日程 9:00 9:30 10:00→11:10 11:20→12:40 13:30→14:50 15:00→16:20

発表 受付	参加 受付	開会式 講演	休 憩	研究 発表	昼食 休憩	研究 発表	休 憩	研究 発表
----------	----------	-----------	--------	----------	----------	----------	--------	----------

- 内容 研究発表、講演会、
施設紹介コーナー、図書販売コーナー

〈講演会〉

講師 アザレアンさなだ 総合施設長 宮島 渡 氏
演題 「変わる 変えよう 私のケア」
～気づき方、捉え方、考え方を変えるには～

〈研究発表〉

発表題数 72題 6会場に分かれて発表
ポスター掲示 13題 10階 1003会議室、展望ロビー

●参加者

- ① 静岡県内の老人福祉施設の職員
- ② 大学・専門学校等の学生、教諭
- ③ 一般市民



特別養護老人ホーム

ケアホーム しあわせ

法人名 社会福祉法人「公友会」

開設日 平成16年7月1日

(入会申込 平成22年10月27日)

所在地 浜松市北区都田町9220-1

入所定員 90名

デイサービス 40名

短期 10名

新加入施設紹介

平成二十三年七月一日現在

特集二 「実習受入施設ステップアップ研修」

昨年度に続き、実習指導者のスキルアップを目的に実習受入施設ステップアップ研修が、県内三か所の会場で開催されました。その状況を報告させていただきます。

和合愛光園 山田喜美子

この事業は「①介護福祉士等の養成課程における実習を指導する実習施設の指導者のスキルアップを促進し、実習施設における実習指導者のレベルの向上を図る ②優良な実習施設を中心にして実習施設間の連携を促進し、実習指導における実習施設のレベル向上を図る」という趣旨に基づいて、静岡県より静岡県老人福祉施設協議会に委託され実施された事業です。今年度は県介護保険課のホームページに研修開催のお知らせを掲載していただいたこともあり、嬉しいことにとどの会場も前年以上の参加者が集まりました。県東部地区は「あしたかホーム」が中心となり、また中部地区は「晃の園」が中心となって実施されています。西部地区は「和合愛光園」が中心となり、研修担当をさせていただきました。

講義内容としては、認知症の理解。これからの認知症ケアの在り方・介

護福祉士の新カリキュラムへの変更点・実習指導者の役割・スーパービジョンなど多岐にわたる内容となりました。参加者は、実習受け入れ・指導に対する問題意識が高く、講師の先生方への質問や確認も多くされ、大変有意義な時間となりました。グループワークでも積極的な意見交換がなされ、お互いの疑問や悩みの多くを共有・解決することができました。

また第二回目と三回目の研修の間の約二ヶ月間で自施設の課題解決に取り組み、成果が得られたことも大きな自信になったようです。

今回の研修を通して、実習担当としてはもちろんのこと、スタッフとの関わり方や指導の仕方など、色々な場面での収穫が得られたという感想が多く聞かれました。研修最終日には名刺交換をされたり、より詳細な情報交換をされている姿をこちらで見かけ、自分たちでネットワークを作り始めている「様子」が頼もしくも思えました。

実習受入施設ステップアップ事業の研修実績			
東部地区 特別養護老人ホームあしたかホーム(会場:三島商工会議所)			
平成22年11月15日(月)	参加施設16		
平成22年11月24日(水)	参加施設15		
平成22年12月10日(金)	参加施設16	講師計9名	事務計3名
中部地区 特別養護老人ホーム晃の園(会場:男女共同参画センターあざれあ)			
平成23年1月18日(水)	参加施設36		
平成23年1月28日(金)	参加施設35		
平成23年2月3日(水)	参加施設36	講師計5名	事務計9名
西部地区 特別養護老人ホーム和合愛光園(会場:和合せいれいの里)			
平成22年11月17日(水)	参加施設24		
平成22年11月20日(土)	参加施設25		
平成23年2月25日(金)	参加施設23	講師計5名	事務計3名



今回、研修企画をさせていただいた当施設も多くの学びを得られ、今後の実習指導に生かしていくことができることをお礼申しあげます。



特別養護老人ホーム

きらら藤枝

法人名 社会福祉法人「県民厚生会」

開設日 平成18年10月24日

(入会申込 平成23年4月1日)

所在地 藤枝市八幡198

入所定員 70名

デイサービス 30名

短期 20名

新加入施設紹介

平成二十三年七月一日現在

施設のユニーク行事

「緑の中の喫茶店」

軽費老人ホーム

富士見が丘いこいの園

いこいの園は県東部丹那盆地の縁にあり、南箱根山麓に囲まれた静かな田園風景が広がる落ち着いた場所にあります。

設立は昭和四十八年と、とても歴史のある施設であり、軽費老人ホームA型という施設種別も最近は少数派になってしまいました。

今回は、わが施設のお勧め所を紹介致します。

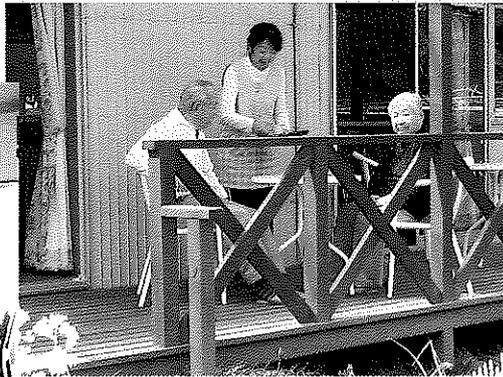
富士見が丘いこいの園には、居住棟である本館とは別に木造の喫茶棟があります。名前は喫茶室「すみれ」といいます。樅の木を中心にした季節ごとに彩りを変える庭を眺めながらコーヒーを飲む一時は、いこいの園に暮らされる方たちにとって心癒される大切な時間です。

この喫茶室は、地域の方にも開放し、ご近所の方も来店して、いこいの園の入居者の方たちとのご近所付き合い合いの場にもなっています。

冬は熱いコーヒーにたご焼き、これからの季節は冷たい飲み物が好ま

れ、夏にはかき氷がよく出ます。

喫茶「すみれ」の売りは、本館と道一つ隔たった別棟であること、利用者様自身が手を掛けた庭を眺めながら静かな時間を過ごせること、喫茶のお手伝いは、職員一名とボランティアの方とでこじんまりとしている事にあります。



東日本大震災への義援金について

義援金協力施設一覧

平成二十三年三月十八日(金)から、東日本大震災への義援金を募ったところ、会員施設の皆さんから、四月二十八日現在

八九件総額六、九八九、六一二円の募金が寄せられました。

その時点での募金額を次のとおり関係団体に寄付いたしました。

【配分先】

・全国老協協 二〇〇万円
・日本赤十字社静岡県支部

一、三八九、六一二円

・静岡県共同募金会 一一〇万円

・静岡新聞社 一一〇万円

・中日新聞社 一一〇万円

なお、六月十五日現在の募金額は九八件 七、五〇四、〇一九円です。

会員の皆様の御協力に、深く感謝申し上げます。

なお、引き続き、募金を継続して受け付けておりますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

義援金の受人口座

(金融機関) 静岡銀行 県庁支店

普通預金 0310439

(口座名義) 老協協 東日本大震災

義援金口 代表 石川 三義

(ロウシキョウ ヒガシニホンダイシンサイギ エンキンケチ ダイヒョウ イシカワミヨシ)

炉暖会役職員一同、有度の里、みなとの園、みくらの里、梓の里、太陽の里、伊豆中央ヶアセンター、多喜の園、清水松風荘、嬰育会

福聚荘、新和会、磐田老人ホーム、富士市立養護老人ホーム、羽衣の園、おおすか苑、遠州中央福祉会、あかいしの郷職員、静岡老人ホーム、竜爪園職員一同、竜爪園、和光会なごみ、白龍会秋葉の苑、育清会柿田川ホーム、竜爪園デイサービス、駿河会、奥山老人ホーム、奥山老人ホーム自治会・職員会、やすらぎの里、ながいずみホーム、ながいずみホーム職員一同、開寿園、第二開寿園、喜久の園職員一同、富岳会オレンジシャトー富岳、神久呂の園職員一同、七恵会、ぬくもりの里、片岡杉の子園、みはるの丘浮島、丹穂会福寿荘、掛川社会福祉事業会、みどりが丘ホーム、カリタス21、第二遠州の園、ふるさと庵、伊豆白寿園、白扇閣、函要会、誠信会富士楽寿園、灯光園、丸子の里、あしたかホーム、慈恵会、静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター、蒼樹会、大東福祉会、遠州の園、デイふじみ台、小山町立福寿荘、紅紫会、杉の子住吉、一本松、珀寿会外神陽光園、松寿園、天竜厚生会、久能の里駿府葵会、静岡厚生会、とこは、ヒューマンヴィイラ伊豆、いなさ愛光園、玉澗園、三幸の園、沼津グリーンヒル、萬松の里、天間荘、あすか、シャローム富士川、真澄会、信義福祉会、円月荘、あやめ会いちこの里、八生会、駿河厚生会、岡宮グリーンヒル、城ヶ崎いこいの里、玉沢昭寿園、山崎園、三保会、高麓、みぎわ園、海山荘職員一同、アドナイ館、韭山・ぶなの森、レジデンス花、老協事務局職員一同

施設名称の由来と想い

「聖ヨゼフの園」

名前の由来四十二年のあゆみ
施設長 稲川直子

社会福祉法人聖母福祉会「聖ヨゼフの園」は今年四十二年を迎えたカトリック老人福祉施設です。

「聖ヨゼフの園」の名はイエス・キリストの養父である聖人・聖ヨゼフの名前をいただき命名されました。聖ヨゼフは誠実に聖家族を守り、家族の見守りの中で穏やかな生涯を遂げられたと伝えられています。誠実さは家族の支え手としての模範であり、また穏やかな生涯は臨終の保護者としてあがめられております。施設の名称には、聖ヨゼフの生涯のように、との願いが込められています。

「聖ヨゼフの園」の歴史は昭和二十七年、カナダに本部を置く天使の聖母宣教修道女会シスター達の福音宣教の働きにより「ヨゼフ診療所」が開設されたことから始まります。当時は入院設備もあり、地域の皆さんがたくさんご利用され、地域医療に貢献して参りました。ご利用者の中には当時を知る方も多く、時には診療所の昔話に花が咲きます。

修道会はいつも社会の必要に応え歩みを進め、昭和四十四年時代の要請に応え、特別養護老人ホームとして新たなスタートを切る事になりました。「ヨゼフ」の名はすでに「ヨゼフ診療所」を通し地域に親しまれた名前となっており、名称は「特別養護老人ホーム・聖ヨゼフの園」となりました。

静岡で初めての特別養護老人ホームとして、創設の頃は介護の知識も試行錯誤しながらご利用者の為に努力した毎日であったようです。静岡市委託の在宅寝たきり老人の為に入浴サービスも最初からかわり、当時は静岡市牛妻・富厚里まで送迎致しました。当初は静岡市委託の機能回復訓練事業も当園で行われていました。

在宅サービスの充実に伴いショートステイ実施、デイサービス事業開始、福祉サービス推進事業として青空デイサービス実施、在宅介護支援センター開設、ヘルプサービス事業開始、と事業が広がり介護保険制度開始に伴い居宅介護支援事業所が開設されました。

施設においてもユニットケアの開始に伴い今までの介護を見直し、個別ケアの充実に向け努力しています。振り返ってみますと「聖ヨゼフ

の園」の歴史は老人福祉事業の歴史と繋がっていきます。長い歴史の中で多くのご利用者に出会い地域に根付き、地域の皆様、数多くのボランティアの皆様に支えられ、多くの職員と共に歩んで参りました。これからも職員一同心を合わせ、ご利用者お一人お一人に関心を持ち「聖ヨゼフ」の名に込められた誠実さ、安らぎ、穏やかさを大切に歩んで参りたいと思います。



開園当時



現在

新加入施設紹介

平成二十三年七月一日現在

デイサービスセンター きらら富士

法人名 社会福祉法人「県民厚生会」
開設日 平成13年2月1日
(入会申込 平成23年4月1日)
所在地 富士市一色258-47
デイサービス 35名



新加入施設紹介
平成二十三年七月一日現在

デイサービスセンター

きらら浜松

法人名 社会福祉法人「県民厚生会」

開設日 平成20年1月1日

(入会申込 平成23年4月1日)

所在地 浜松市南区楊子町218

デイサービス 44名



(お詫び) 4月以降の新規加入施設(きじの里、海山荘、野の花、平成の杜、きさらぎデイ、しじみづか福祉の杜デイ、山崎デイ、高砂、松野の里、はまひるがお、ケアハウスはるかぜ)につきましては、紙面の都合上次号以降に掲載させていただきます。

活動報告

【老協】

★ 総会 二十三年三月十七日
役員選任、会則の改正、二十二年度収支補正予算、二十三年度事業計画・一般会計収支予算書について審議

★ 総会 二十三年五月二十四日
二十二年事業報告・一般会計収支決算書について審議、総会終了後「防災・危機管理研修」

★ 理事会 二十三年三月八日
副会長の選任、委員会規程の改正、委員の選任、共同研修等活動費助成制度の創設等の協議

★ 理事会 二十三年五月十日
二十二年事業報告・収支決算、監査報告等の協議

【特養部会】

★ 理事会 二十三年二月十五日
部会の廃止、一元化に伴う措置、残余財産の処理、研修事業、調査・研究事業について審議

【特養委員会】

★ 二十三年四月十四日
ケア連携・県内研修の参加希望、事業の進め方、実施態勢等について審議

【在宅事業部会】

★ 理事会 二十三年二月十六日
部会の廃止、一元化に伴う措置、残余財産の処理、研修事業、調査・研究事業について審議

【在宅委員会】

【企画経営委員会】

★ 二十三年二月二十八日
第三回大会、介護従事者職場定着支援事業、「しず老協」(三十一号)の企画、調査研究テーマ、ケア連携研修事業について審議

★ 二十三年四月二十五日
活動計画、調査・研究テーマ、第三回大会、県委託事業について審議

【研修委員会】

★ 二十三年三月四日
第三回大会、各委員会の二十三年度研修計画について審議

【21世紀委員会】

★ 二十三年五月十八日
施設間交流研修の実施結果、ホームページ作成研修調査結果、第三回大会、研修計画等について審議

【高齢者福祉研究大会実行委員会】

★ 二十三年二月九日
実行委員長の選出、第三回大会概要について審議

★ 二十三年三月八日
第三回大会の骨格について審議

★ 二十三年五月十八日
第三回大会発表申込み状況、ポスター掲示の実施方法、タイムスケジュール、要員態勢、班別業務内容、分担、審査方法、参加者アンケート、来年度実施時期等について審議

編集後記

● 三月十一日、東日本大震災の地震・津波・原発と誰もが想定しなかった被害が今日まで続いており、一日も早く元に戻っての生活が出来るよう念願しております。また、三月十五日には富士宮市を震源とする震度6強の地震を体験し、「東海大地震」かと驚かされました。今年の夏は、各施設、自宅においても節電対策を実践していかねばならず、暑い日を頑張って乗り越えていきたいと思っています。

(持田)

● 今回の東日本大震災・福島原発事故、その上に浜岡原発の操業停止。

● 電気の中で生活している私達にとって、十五%の節電はどの位影響してくるのか真剣に取り組まなければならぬ事項です。施設ではまず、事務所等直接介護に必要な箇所から節電に励まなければなりません。がんばりましょう。

(澤田)

● 一瞬のうちに二万人以上もの命を奪い、また住み慣れた地に何時戻れるのかも分からない方々が三十万人以上とも言われています。

● この東日本大震災の教訓で、自然に生かされている我々人間は、「自然と共存していくための防災」を、根本から考え直す必要があるのかもかもしれません。

(山中)